

広島市東区選挙管理委員会告示第 4 号

令 和 8 年 1 月 27 日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、  
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定によ  
り読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けま  
す。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 佐々木 和 宏

期日前投票所 開設場所	所 在 地	期 間
広島市東区役所3階 第4・第5会議室	広島市東区東蟹屋町 9番38号	令和8年1月28日から 同年2月 7日まで
広島市東区役所 温品出張所	広島市東区温品五丁目 1番18号	令和8年1月28日から 同年2月 7日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和8年2月 3日から 同年2月 5日まで 午前10時から午後8時まで